

# 防火管理に関する書類の作成でお困りの方 書類の作成をお手伝いします！！

千葉市消防局では、防火管理関係書類の作成に関する相談窓口を開設しました。「消防計画の作成方法が分からぬ…」「防火管理者選任の書類はどう書けばいいの?」など、防火管理のことでお悩みの方はお気軽にご利用ください。

## ① 相談できる方

市内に所在する事業所の防火管理者

## ② 相談内容

消防職員が防火管理関係書類作成のお手伝いをいたします。

## ③ 相談時間

9時00分～17時00分（土・日・祝祭日及び年末年始を除く）

## ④ 相談申し込み方法

相談は予約制です。

千葉市消防局予防部予防課宛て、メールにて以下の内容を記載し、お申し込みください。

アドレス：[yobo.FPP@city.chiba.lg.jp](mailto:yobo.FPP@city.chiba.lg.jp)

- ・対象物の名称
- ・対象物の所在地
- ・防火管理者氏名
- ・相談内容
- ・その他（作成した書類等あればメール添付ください。）

※ご不明点等は、043-202-1776までお問合せください。

## ⑤ 相談実施場所

千葉市中央区長洲1-2-1

千葉市消防局（セーフティーちば）4階

## ⑥ 相談に要する時間

1時間～2時間程度

（事業所の規模等により所要時間が異なります。）

立入検査の結果に関する事で不明な点がございましたら、最寄りの消防署にお電話ください。  
中央消防署：202-1617 花見川消防署：259-2571 稲毛消防署 284-5144  
若葉消防署：237-8041 緑消防署：292-6147 美浜消防署 279-0196



# 千葉市消防局

CHIBA CITY FIRE BUREAU

担当：予防部予防課

TEL：043-202-1776